

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

(2) 住 所 東京都中央区銀座2丁目16番10号

## 4 随意契約に係る契約金額

(1) メール便 全国 300グラム以内	60円
(2) メール便 全国 600グラム以内	60円
(3) メール便 全国 1キログラム以内	60円
(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内	300円
(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内	300円
(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内	300円
(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内	300円
(8) 宅配便 北海道 25キログラム以内	300円
(9) 宅配便 東 北 2キログラム以内	400円
(10) 宅配便 東 北 5キログラム以内	400円
(11) 宅配便 東 北 10キログラム以内	400円
(12) 宅配便 東 北 20キログラム以内	400円
(13) 宅配便 東 北 25キログラム以内	400円
(14) 宅配便 関東・信越 2キログラム以内	500円
(15) 宅配便 関東・信越 5キログラム以内	500円
(16) 宅配便 関東・信越 10キログラム以内	500円
(17) 宅配便 関東・信越 20キログラム以内	500円
(18) 宅配便 関東・信越 25キログラム以内	500円
(19) 宅配便 北陸・東海 2キログラム以内	500円
(20) 宅配便 北陸・東海 5キログラム以内	500円
(21) 宅配便 北陸・東海 10キログラム以内	500円
(22) 宅配便 北陸・東海 20キログラム以内	500円
(23) 宅配便 北陸・東海 25キログラム以内	500円
(24) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 2キログラム以内	500円
(25) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 5キログラム以内	500円
(26) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 10キログラム以内	500円
(27) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 20キログラム以内	500円
(28) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 25キログラム以内	500円
(29) 宅配便 沖 縄 2キログラム以内	500円
(30) 宅配便 沖 縄 5キログラム以内	500円
(31) 宅配便 沖 縄 10キログラム以内	500円
(32) 宅配便 沖 縄 20キログラム以内	500円
(33) 宅配便 沖 縄 25キログラム以内	500円

## 目 次 ページ

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (職員事務課)	51
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	52
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	52
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	52
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	53
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	53
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (4件)…………… (都市環境課)	53
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	54

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	54
-----------------------------	----

### 道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	55
--------------------------------------	----

## 告 示

### 北海道告示第148号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
  - 随意契約に係る特定役務の名称 北海道庁物品託送業務 (1個当たりの単価)
  - 調達予定数量   メール便   46,100個  
                          宅 配 便   64,105個
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月7日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - 氏 名   ヤマト運輸株式会社

- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総務部人事局職員事務課収発係  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第149号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和6.3.1	理事	中奥三徳	勇払郡むかわ町二宮92番地9
同	同	同	林利輝	同 郡むかわ町生田182番地7
同	同	同	西原雄吉	同 郡むかわ町田浦935番地
同	同	同	石崎浩一	同 郡むかわ町穂別493番地3
同	同	同	六角正明	同 郡むかわ町米原1079番地
同	同	同	土屋祐規	同 郡むかわ町穂別199番地6
同	同	同	梅藤勝	同 郡むかわ町穂別仁和347番地5
同	同	同	根本浩	同 郡むかわ町田浦154番地5
同	同	同	齊藤哲成	同 郡むかわ町宮戸1428番地1
同	同	監事	小坂幸司	同 郡むかわ町花岡275番地
同	同	同	亀尾佳数	同 郡むかわ町田浦867番地2
同	同	同	東洋一	同 郡むかわ町穂別仁和36番地9
退任	令和6.2.29	理事	高玉幸吉	同 郡むかわ町米原1107番地
同	同	同	石崎浩一	同 郡むかわ町穂別493番地3
同	同	同	牛澤良夫	同 郡むかわ町穂別仁和66番地1
同	同	同	山谷和彦	同 郡むかわ町田浦47番地5
同	同	同	乗原猛	同 郡むかわ町豊城644番地4
同	同	同	西原雄吉	同 郡むかわ町田浦935番地
同	同	同	林利輝	同 郡むかわ町生田182番地7
同	同	同	六角正明	同 郡むかわ町米原1079番地
同	同	同	土屋祐規	同 郡むかわ町穂別199番地6

- 同 同 監 事 森 本 豊 同 郡むかわ町穂別和泉191番地3
- 同 同 同 中 奥 三 徳 同 郡むかわ町二宮92番地9
- 同 同 同 小 坂 幸 司 同 郡むかわ町花岡275番地

**北海道告示第150号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年3月12日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

**北海道告示第151号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチャラセナイ592地先・594地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第152号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字賀張101の1・101の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第153号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 茅沼鉦山泊線 古字郡泊村大字茅沼村714番7地先から 令和6年3月25日  
同郡泊村大字堀株村洪井66番16地先(一般国道229号交点)まで 午後3時

道道 泊共和線 岩内郡共和町宮丘88番30地先から 同  
古字郡泊村大字茅沼村274番5地先(道道茅沼鉦山泊線交点)まで

#### 北海道告示第155号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 伊達市  
2 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業(3・4・103号停車場通)  
3 事業施行期間 平成30年8月31日から令和9年3月31日まで  
4 事業地(収用の部分) 変更なし

#### 北海道告示第156号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 新得町  
2 都市計画事業の種類及び名称 新得町都市計画道路事業(3・4・3号本通線)  
3 事業施行期間 令和4年3月25日から令和7年3月31日まで  
4 事業地(収用の部分) 変更なし

#### 北海道告示第157号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 旭川市  
2 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業(3・3・18号大雪通)  
3 事業施行期間 平成25年8月30日から令和8年3月31日まで  
4 事業地(収用の部分) 変更なし

### 北海道告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施行者の名称 北見市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・47号ホリカン通）
- 3 事業施行期間 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 変更なし

### 北海道告示第159号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の売りとさばき人及び売りとさばき人の指定）の一部を次のように改正し、別海町商工会の事項の改正については、令和6年3月31日から、道東あさひ農業協同組合の事項の改正については4月1日から施行する。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木直道

2の項中別海町商工会の事項を削り、同項道東あさひ農業協同組合の事項を次のように改める。

道東あさひ農業協同組合	平成21. 4. 1	道東あさひ農業協同組合本所
		同 西春別支所
		同 上春別支所
		同 根室支所

## 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

### 北海道教育庁空知教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月22日

北海道教育庁空知教育局長 山口利之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 落札に係る物品等の名称  
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの基本料金単価及び複写料金1枚当たりの単価）
  - (2) 調達台数及び調達予定枚数  
23台及び1月当たり185,054枚

- 2 落札を決定した日  
令和6年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 コニカミノルタジャパン株式会社
  - (2) 住所 東京都港区芝浦1丁目1番1号
- 4 落札金額
  - (1) 基本料金 111,130円
  - (2) 複写料金 0円73銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和6年1月26日付け北海道教育庁空知教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

### 北海道教育庁石狩教育局告示第84号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月22日

北海道教育庁石狩教育局長 田中賢一

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分
- 2 落札を決定した日  
令和6年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 NECキャピタルソリューション株式会社
  - (2) 住所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額  
18,320円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和6年2月20日付け北海道教育庁石狩教育局告示第53号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第205号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

別表札幌方面静内警察署の部朝日の項所管区の欄を次のように改める。

同 字朝日、字古岸、字明和、字万世、字大富、字緑丘、字東川、字美字、字泉、字若園、字太陽、字新栄、字新和、字里平及び字岩清水

別表札幌方面静内警察署の部泉の項を削り、同表旭川方面枝幸警察署の部中頓別の項中「字中頓別、字藤井、字豊泉、字神崎、字兵安、字寿、字弥生、字旭台及び字上駒」を削り、同部小頓別の項を削る。